

本人確認書類の提示にご協力を

本人になりすましての証明書などの不正取得や虚偽の届け出を防ぐため、窓口に来た方の本人確認を行っています。

婚姻などの戸籍の届け出や転居などの住所異動の届け出、戸籍や住民票の写しなどの証明書請求の時には、次の本人確認書類をお持ちください。

就職や進学で引っ越す方が多く、窓口が混雑する時期ですが、ご協力をお願いします。



本人確認書類

国または地方公共団体が発行した写真付きのもの

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カード、在留カード、官公庁が発行した身分証明書など



どれかひとつ

①公的機関が発行したもの

健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、年金証書、医療受給者証、住民基本台帳カード(写真なし)、官公庁が発行した身分証明書(写真なし)など



①をふたつ

または

①と②を複数

②その他の書類

学生証(写真付き)、法人が発行した身分証明書(写真付き)、診察券、預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど

誰が請求できるの？

▶住民票や税証明

本人および本人と同じ世帯の方

親族でも世帯が別の場合は、委任状が必要。

▶戸籍

戸籍に記載されている本人および配偶者と直系親族(子、孫、父母、祖父母)

その戸籍に記載のない親族(兄弟姉妹、甥姪^{おいめい}など)が請求する場合は、委任状が必要。ただし、相続人が相続手続きをする場合は不要。

▶印鑑登録証明書

印鑑登録証(カード)が必要

問合せ 市民サービス課市民係

午後7時まで

市役所本庁で住所変更などの受付時間を延長

4月は転入する方などが増えるため、窓口の受付時間を延長します。

期間 4月1日(水)から7日(火)まで(土・日曜日を除く)

受付時間 午後7時まで

手続きの種類 住所変更手続きや戸籍、住民票、税証明の発行など
北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターは、通常の受付時間となります。

問合せ 市民サービス課市民係

仕事が終わってからも、手続きができますよ

